

佐賀西部広域水道企業団情報セキュリティポリシーに関する基本方針

平成 27 年 9 月 1 日

(目的)

第 1 条 佐賀西部広域水道企業団情報セキュリティポリシーに関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、情報セキュリティを確保するための基本的な考え方及び必要な事項を定め、佐賀西部広域水道企業団（以下「企業団」という。）における情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 ネットワーク及び情報システムで取り扱う構成機器並びにネットワーク及び情報システムで取り扱うすべての情報（紙等の有体物に出力された情報を除く。）をいう。
- (2) 機密性 情報資産を利用する権限を有する者のみが当該情報を利用できることをいう。
- (3) 完全性 情報資産の内容及び処理の方法が正確に保護されている状態にあることをいう。
- (4) 可用性 情報資産を利用する権限を有する者が必要なときに利用できることをいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (6) 情報セキュリティポリシー ネットワーク又は情報システムにおいて、情報セキュリティを確保するための方針、対策基準要綱及び実施手順等を定めたものをいう。
- (7) ネットワーク 電子計算機を相互に接続するための通信網及び構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）で構成された仕組みをいう。
- (8) 情報システム 電子計算機を用いて特定の業務を処理するための仕組みをいう。ただし、浄水場における制御系システムを除く。
- (9) アクセス ネットワーク及び情報システムに接続している電子計算機の利用を行うことをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この基本方針が適用される組織は、企業団事務局並びに議会及び監査委員に関する事務局とする。

(職員の義務)

第 4 条 職員は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、情報資産の利用に当たっては、この基本方針及びこの基本方針に基づき、別に定める佐賀西部広域水道企業団情報セキ

セキュリティ対策基準要綱（以下「対策基準要綱」という。）等を遵守するものとする。

（情報セキュリティの管理体制）

第5条 事務局長は、第1条の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報資産の分類）

第6条 職員は、対策基準要綱により、情報資産の重要度に応じた情報セキュリティの確保のための対策に努めるものとする。

（情報資産への脅威）

第7条 職員が十分認識しなければならない情報資産に対する脅威は、次に掲げるもののほか、情報資産への脅威の内容、その発生の場合並びにネットワーク又は情報システムの正常な動作環境への影響を考慮して定めるものとする。

- (1) ネットワーク若しくは情報システムへの不正なアクセス又は不正な操作等による情報資産の持ち出し、閲覧及び聴取並びに改ざん、消去及び漏えい
- (2) ネットワーク、情報システムの構成機器若しくは記録媒体の破損又は盗難等
- (3) 地震、落雷、火災その他の災害若しくはその他の障害又は故障によるネットワーク若しくは情報システムの停止

（情報セキュリティの確保）

第8条 職員は、前条に定める情報資産への脅威に対処するため、次に掲げる事項について対策基準要綱を遵守するものとする。

- (1) 管理体制
企業団の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する管理体制に関すること
- (2) 情報資産の分類と管理
企業団の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づいて行う情報セキュリティ対策に関すること
- (3) 人的セキュリティ
情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策に関すること
- (4) 物理的セキュリティ
サーバ、情報システム、通信回線等及び職員のパーソナルコンピュータ等の管理についての物理的な対策に関すること
- (5) 技術的セキュリティ
電子計算機等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策等の技術的な対策に関すること

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策に関すること及び情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するための緊急時対応計画の策定に関すること

(情報セキュリティ実施手順の遵守)

第9条 職員は、情報セキュリティの対策を確実に実施するため、前条の規定による対策基準要綱に基づき、別に定める佐賀西部広域水道企業団情報セキュリティ実施手順を遵守するものとする。

(監査)

第10条 事務局長は、情報セキュリティが確保されていることを確認するため、必要に応じて十分な専門的知識を有する者にネットワーク及び情報システムに対して監査を実施させることができる。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第11条 事務局長は、情報セキュリティポリシーについて、新たな対策を講ずる必要が発生した場合又は技術の向上により更に安全な対策を講ずることが可能となった場合は、前条の監査の結果又は点検の結果を踏まえ、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを実施するものとする。

(補則)

第12条 この基本方針に定めるもののほか、情報セキュリティポリシーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基本方針は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。